

議案第 9 号

令和 2 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 2 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 2 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 602,640 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 944,396 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
1 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 補 助 金	
2 県 支 出 金			
		1 県 補 助 金	
		2 県 委 託 金	
3 繰 入 金			
		1 基 金 繰 入 金	
4 諸 収 入			
		1 雑 入	
5 市 債			
		1 市 債	
6 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
7 財 産 収 入			
		1 財 産 売 払 収 入	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,265	△495	770
1,265	△495	770
762,446	△417,557	344,889
300,000	△209,571	90,429
462,446	△207,986	254,460
51,587	△11,693	39,894
51,587	△11,693	39,894
462,838	△56,550	406,288
462,838	△56,550	406,288
268,900	△119,200	149,700
268,900	△119,200	149,700
0	2,075	2,075
0	2,075	2,075
0	780	780
0	780	780
1,547,036	△602,640	944,396

歲 出

款	項
1 工 業 團 地 造 成 事 業 費	1 工 業 團 地 造 成 事 業 費
2 公 債 費	1 公 債 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,546,877	△602,535	944,342
1,546,877	△602,535	944,342
159	△105	54
159	△105	54
1,547,036	△602,640	944,396

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 工業団地造成事業費	1 工業団地造成事業費	工業団地造成事業	13,854千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 268,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 149,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮もし しくは繰上償還又は低利に借換え ることができる。